

議案第 35 号

東近江市地域鉄道再生基金条例の制定について

東近江市地域鉄道再生基金条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市地域鉄道再生基金条例

(設置)

第1条 基幹交通である地域鉄道の維持存続の機運を高め、安全で安心な輸送を確保し、将来にわたって地域鉄道を守り続けていくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、東近江市地域鉄道再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、毎年度一般会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基幹交通である地域鉄道を将来にわたって守り続けていくため、多様な主体の参加によって近江鉄道線の維持存続の機運を高めることを目的に東近江市地域鉄道再生基金を設置したく、本議案を提出するものである。